

パブリックコメント及び市民意見交換会の専門部会取扱方針

番号	項目	意見要旨	専門部会取扱方針
1	計画策定の趣旨・背景	策定の背景に、報酬改定の議論について加えてはどうか。	障害福祉サービスの報酬改定については、介護給付費及び福祉人材の確保に関わる重要な論点であり、国計画の改定に合わせて同時並行で議論がなされていることから背景には記載していませんが、こうした福祉職の処遇改善等を含めて議論については、引き続き国・都の動向を注視していく必要があります。
2	相談支援体制	P.34 重点1. 相談 相談に行く側はトータルな課題をかかえている。担当が細分化されてあちこち行かされ、イヤな思いをする。二度と行かないと思ってしまう。役所が窓口を作って待っているだけではむずかしい。例えばコミセンの行事などに出向いて、相談体制のPRをするとい。防災や防犯のミニ講座と合わせると参加しやすい(小さなおみやげをもらえることもある。「つながり」などで知らせる。市報での周知は効果がない。	分かりやすい相談窓口の周知は重要な課題と考えており、本計画でも重点的取組みとして位置づけております。相談機関をはじめ関係機関と連携を図りながら方策を検討します。
3	相談支援体制	障害種別を越えて、知的、精神、身体などが専門の支援者がどのようにネットワークを調整して解決したか、武蔵野市で積み上げていく必要がある。	障害種別等に捉われずに専門職等の連携を図ることが必要だと考えており、これまでも地域自立支援協議会協議会の専門部会である相談支援部会、地域生活支援拠点部会などでも様々な事例検討を積み重ねてまいりました。今後も様々な機会を捉えて事例を積み重ねてまいります。
4	相談支援体制	そもそも障害種別によって相談事業所を振り分けること自体に限界を感じる。知的、精神、発達の障害に分類できない人への支援の道筋を立てるために、どこが采配を取ることがよいのかを考えていきたい。初期相談は基幹Cが責任を持って行えるように協力体制を整えていきたい。	また、基幹相談支援センターは、どこに相談したらよいかわからない障害のある方等に対する総合相談窓口であるという役割を果たすためにも、相談支援事業所と基幹相談支援センターのとの連携・協働は不可欠だと考えます。
5	相談支援体制	何もサービスを利用していない方の生活を支えられるような取り組みが求められている。そのための体制を構築していく必要がある。	障害者総合支援法に基づく個別給付としてのサービスを利用していない方でも相談や社会参加がしやすいような取り組みに力を入れていく必要があると考えます。困ったときに相談できる窓口があることを知っていただき、必要ときに必要な支援が届くような仕組みを作っていくと考えます。
6	相談支援体制	ネットワーク強化→相談事業所連絡会の設置は、任意団体とは別になるかどうかを検討してほしい。	相談支援事業所へはネットワーク強化及び支援の質の向上のため、市として相談支援事業所で構成する連絡会の設置などに取り組む必要があると考えます。そのほか、相談支援専門員の人材育成や人材確保のための支援策も研究していく必要があります。(中間のまとめP50事業番号15番)
7	相談支援体制	各相談支援事業所に専門員を配置しているが、機能しているとはいいがたい現状がある。	
8	相談支援体制	相談支援専門員ガイドラインについては次期持ち込みの方がいいと思う。	平成28年度に完成して以来、改訂を行っていないため、今回策定する計画の計画期間中で見直しを図り、人材育成や相談支援の質の向上に活用することが必要であると考えます。
9	相談支援体制	福祉相談窓口を設置したがどのように機能していたのか知りたい。データなどを通して検証する場があればいいと思う。	福祉総合相談窓口の相談数実績等については、「武蔵野市の福祉」等の市が発行する報告書等に掲載されています。
10	相談支援体制	武蔵野市内の相談支援に従事する専門職が任意で集まり、障害福祉計画学習会に多数参加した理由を考えていただきたい。わたしたちが意見を出すための行動を起こしていることに危機感を感じ、これを重要視してもらいたい。武蔵野市が福祉都市をうたうのであれば、他自治体に恥じない地域と一緒に目指すべきである。	貴重なご意見をありがとうございます。市と市内の相談支援に従事する相談員が連携し、障害者福祉施策を進めて行くべきと考えます。

番号	項目	意見要旨	専門部会取扱方針
11	相談支援体制	困難事例が多数あり、各機関が連携を取りながら取り組んでいる。困難事例は押し付け合うものではなく、互いに協働して力を合わせる必要性が特に高い。武蔵野市がケースの緊急性を見定めるスーパーバイズ機能、各機関を取りまとめるマネジメント機能を構築していくことは課題だと考える。	障害福祉分野だけでは課題解決が難しい事例が多くあります。こうした困難事例について、基幹相談支援センターの果たす役割は大きいと考えます。今後の取り組みの中で、力をあわせた取組みがなされるものと考えます。(中間のまとめP34～「重点1 相談支援体制の充実」)
12	相談支援体制 (情報の発信)	困りごとがあっても相談に来られない人がいるとなると情報発信をしていかなければならない。情報発信については成果物、ツールが必要。	実態調査では「どこに相談したらいいかわからない」という意見も多くいただいています。各機関の窓口の明確化も事業の一つに掲げ、周知方法も含めてわかりやすい相談支援体制の整備が図られることを目指しています。
13	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	基幹相談支援センターの役割の明確化	基幹相談支援センターは、どこに相談したらいいかわからない障害のある方等に対する総合相談窓口であるとともに、事業所への支援や専門相談機能の役割が求められています。その役割を果たすためにも、相談支援事業所と基幹相談支援センターのとの連携・協働は不可欠です。支援機関のバックアップのために、必要な人員体制や人材育成については今後も継続して取り組みます。(中間のまとめP35)計画期間中には、より具体的な役割を明確化していくものと考えます。 また、適切な相談窓口に最初からつながれることも重要であり、丁寧な周知が必要だと考えます。 なお、基幹相談支援センターと地域活動支援センターでは、連絡会を毎月開催しており、連携強化に取り組んでいます。今後も研修等による人材育成やさらなる連携強化のための取組みについても、連絡会で議論されるものと考えます。
14	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	障害者福祉課と基幹相談支援センターとの機能の明確化について進めてほしい。	
15	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	基幹相談支援センターは支援機関をバックアップする機能を示しているが、地活会議の際に基幹相談支援センターの方々が「基幹は異動で職員の入れ替わりがあるため、職員の質がキープしにくい」と言っていたことが印象的だった。実際に現場においても、困難事例に関して、スーパーバイズを得て専門的な意見をもらうことは難しそう。求めることは、一緒に相談の輪に「参画」してもらうことだと思う。それがバックアップに繋がると考える。	
16	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	各機関の役割分担に関して、基幹相談支援センターは後方支援＝市民から遠い位置取りを目指されている印象があり、武蔵野市の相談支援体制の弱体化を懸念している。	
17	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	基幹相談支援センターは障害種別に関わらず相談に応じられる特徴があり、地区担当C Wも兼ねているので、市民に近い位置で、ワンストップで広く一時的な相談を受ける機関として、機能しやすいと考える。小さい規模の自治体なので、基幹Cに後方に下がってもらわず、各相談支援機関と一緒に手を組み並列的に支援する方が、相談体制は強化されと考える。	
18	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	基幹相談支援センターはワンストップで広く一次的な相談を受ける場所として機能していただき、広く周知を図る。そのうえで各相談支援機関と連携を図り、相談支援体制を強化する。	
19	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	基幹相談支援センターに、困難事例等に関して、各相談支援事業所と「協働して」支援に当たっていただくことで、相談機能の強化を図る。	
20	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	基幹の役割として、制度的な助言だけでなくケースに合わせて助言や提案をして欲しい。制度的な話のみで、その後のサービスに繋げていくこと、生活支援を行う上でのアセスメントなどを一緒に取り組んでいきたい。	
21	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	基幹の役割として、地域課題への解決というのはあるが、そもそも地域課題にたどりつくまでの地域診断がどこまでできているかが疑問。地域診断を行うには年に数回の事例検討会だけでなく実際に事業所に足を運びケースを通して地域が抱える課題を把握していくことが必要。事例検討の積み重ねがあってこそ、地域課題にたどり着けると考える。	
22	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	総合相談窓口にあがってきた相談のうち、制度のはざまにあるようなケース、ひきこもりケースなどに対して、具体的な支援及び連携を深めるための検討を行う。(基幹によるアウトリーチを含め)	福祉総合相談窓口の運営については、庁内で連携会議が行われており、この中で具体的な支援や連携について検討が行われています。

番号	項目	意見要旨	専門部会取扱方針
23	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	基幹の役割について正確に基幹の職員が理解して欲しい。	基幹相談支援センターの職員がその役割を理解するのは大原則であると考えます。中間のまとめP35に明記した基幹相談支援センターの役割に関し、それらの機能の充実を目指します。 相談支援当たっては、基幹相談支援センターと相談支援事業所との共通認識を図ることはとても重要だと考えています。市と関係機関の方が共有できるような取り組みについて検討する必要があると考えます。
24	相談支援体制 (基幹相談支援センター)	相談の捉え方が担当ケースワーカーによって一人ずつ違うのではないかと。以前に比べて一堂に会する機会が少なくなっている。	
25	ひきこもり	何年もひきこもりのご家族がおられて困っている保護者がいる。市内で孤立している当事者、家族を救うための方法を切望する。	分野横断的な観点から、令和3年度より、ひきこもりサポート事業は福祉総合相談窓口が設置された生活福祉課が所管することとなりました。そのため、今回の改定よりひきこもりサポート事業については地域福祉計画に記載することとしております。 ひきこもりの支援に向けては、福祉総合相談窓口を軸に、引き続き関係各課が連携し支援をしていく必要があると考えます。 また、市で検討中の訪問等の支援を積極的に届ける事業(アウトリーチ事業)等も必要だと考えます。(中間のまとめP49事業番号13番)
26	ひきこもり	武蔵野市の15～34歳の若年無業者は1,143人(同年代人口の3.2%)、一方35～49歳無業者は1,169人(同年代人口の3.4%)【出典:総務省統計局「平成27年度国勢調査結果」】と、一般的に働き盛りと言われる年代でも、若年無業者と同じ割合でいることがわかる。「ひきこもり」状態の課題としては、長期化するほど一歩踏み出すハードルが高くなってしまふ。課題の未然防止のため、不登校など義務教育年代、さらに義務教育終了後から関わり続けることが重要であると認識している。そのため「家庭訪問型学習支援事業」、中学生年代の「むさしのクレスコーレ」、「若者サポート事業」、「ひきこもりサポート事業」、その先の厚生労働省委託サポステ事業の就労支援と、「教育～その先の年代の居場所」、「ひきこもり支援～就労支援」と年代や支援内容の枠を超え、切れ目のない設計で、事業運営を行っている。 一方で、その担当課を跨いだ形による「わかりにくさの問題意識」は常にある。そこで、対象がより広い「若者サポート事業」、「ひきこもりサポート事業」、そして厚生労働省のサポステ事業に関して、まずは関係機関(ケースワーカー、民生委員、地域包括支援センター、障害者福祉課スタッフなど)に庁舎内において一年に一度でも事業説明会を開催することで、「ひきこもり」や「高校生年代以降の不登校」のテーマについて、より相談しやすい体制を関係機関の中でつくっていきけるのではないかと考える。	貴重なご意見ありがとうございます。中間のまとめP34～P35に記載の重点的取組「重点1 相談支援体制の充実」に記載しておりますが、令和3年度に生活福祉課内に開設した福祉総合相談窓口を中心に重層的な支援に努める必要があると考えます。

番号	項目	意見要旨	専門部会取扱方針
27	ひきこもり	ひきこもり当事者としては、働きたい気持ちがあっても、既存の仕事に就くにはハードルがある。一方で当事者の期待する支援としては、「当事者やひきこもり経験者が働ける場をつくる活動」(66.5%)「就労支援やしごとの紹介」(51.5%)【出典:「ひきこもり白書2021」一般社団法人ひきこもりUX会議2021年】と、働く場に対する期待も同時にある。 そこで「ひきこもり」のテーマについては、広域連携が重要であると考えている。私たちが展開する「ひきこもりサポート事業」は、企業を含めた地域社会への参加型の居場所が中心である。それは、社会・自分自身への不信を抱く当事者が社会と自身への信頼を回復させるために社会参加のタームが必要だからだ。そして当事者の年代が上がるほど自立まで時間も要するため、より必要になると認識している。例えば武蔵野市でいうと「西久保保育園」があり、多くの若者たちが働き、現在も定着し続けている。「社会福祉法人武蔵野」の「ゆとりえ」の現場でも継続しお世話になっている。しかし、こういった取り組みは、自治体を越えた企業のネットワークにしていけないと限界もある。 現在、法人内でソーシャルファーム事業を行っているが、ダイバーシティ就労なども始まっており、ひきこもり経験や働く上での困難のある方を対象とした、障害者就労支援の一般化は進みつつある。武蔵野市を中心に広く、当事者の社会参加を拡げるために、自治体を越えるネットワークをつくること、さらに社会資源というところに「企業」というピースも加え広域連携ネットワークをつくり、ひきこもりから出ていきたいと思える社会づくりをしたいと考えている。そのことはひきこもりサポート事業に限らず、広く武蔵野市民にとって必要な社会資源にもなり得るだろう。 武蔵野市における若者サポート推進会議は、元々、児童青少年課と障害者福祉課が中心となり、若者に関わる担当課が集まり、武蔵野市における若者支援をともにつくる会議体として設置されたものであり、(現在はひきこもりサポート事業の担当課が障害者福祉課から、生活福祉課に変わっている。)今後も継続的に広域連携に関する議論も可能ではないかと考える。	貴重なご意見ありがとうございます。社会参加の充実について、ひきこもりの方も含め、一般就労に困難を感じる方について、中間のまとめP51に記載の基本施策(3)事業番号19番で「ゆるやかで多様な就労も含めた障害者雇用の推進について」記載しています。一般就労に困難を抱える方に対する就労支援は障害福祉サービスの枠を超えて、市分野横断的に取り組むこととしています。

番号	項目	意見要旨	専門部会取扱方針
28	ひきこもり	若者がひきこもり状態の最中に感じていたことは、「相談に来るまで、社会や人から孤立して孤独だった」「生きづらい、生きたくない」「親には死にたい気持ちは伝えられなかった」などがあった。【2023年度むさしのサポステ若者アンケート調査より】 一方、若者たちが居場所に対して現在感じていることは「ホームのようなもの」「安心できる場所」「本音を言える場所」など、孤独感を乗り越えた先の、前向きな気持ちが寄せられており【2023年度むさしのサポステ若者の居場所に対する意識調査より】、居場所に集う若者の気持ちの変化に、改めて居場所運営の重要性を感じている。 ひきこもりサポート事業については、アウトリーチ支援や居場所支援、相談支援、同行支援など他機関とのネットワーク構築、地域・事業所開拓などの他に、定期開催される家族セミナーとフォーラムによる啓発活動も大きな業務となっている。しかしながら、教育事業と比較しても、施設や人的体制を十分に確保するまでの予算はついていない。 さらに「むさしのクレスコーレ」、「ひきこもりサポート事業」、「若者サポート事業」は、国のサポステ事業の施設を使用してもおり、サポステ事業が2年おきに価格競争入札にかかるため、落札できなかった場合には、施設自体なくなってしまうことも大きな懸念材料である。以上のことを踏まえ、担当課を超えた持続可能な事業運営（居場所・相談施設）のための予算確保（若しくは施設の確保）をご検討いただけると有難い。 ***** ・※年間の施設費用が、1か月¥539,000×12か月 → 【施設費用合計】 ¥6,468,000 ・むさしのサポステはSランクサポステ（ランクは上からSABCD）であるが、これまで施設費は、サポステのスタッフ体制（人件費）を削ることで捻出している。（そのため、他のSランクのサポステよりも少ないスタッフ体制で、国からのSランクのノルマが課される状況となっております） ・上記※の【施設費用合計】¥6,468,000 — ひきこもりサポート事業の【居場所体制費】¥592,800 → ¥5,875,200の市からの補助により、持続可能な事業運営となります。 ※尚、2022年度むさしの地域若者サポートステーション全体の実人数568名中118名が武蔵野市民である。	令和3年度より、ひきこもりサポート事業は分野横断的な観点から、福祉総合相談窓口が設置された生活福祉課が所管することとなりました。そのため、今回の改定よりひきこもりサポート事業については地域福祉計画に記載することとしております。 居場所についても問題意識はもっており、充実を図る必要があると考えます。また、市で検討中の訪問等の支援を積極的に届ける事業（アウトリーチ事業）等も必要だと考えます。（中間のまとめP49事業番号13番） 予算確保のご要望については市の事業担当課に伝えます。
29	地域生活支援拠点について	地域生活支援拠点として関係者と集まる機会をつくってもらい、顔が見える関係でのネットワークづくりをしたい。	地域生活支援拠点については、地域自立支援協議会でも専門部会を設置し検討を重ね、令和5年7月から開始されました。今後は地域生活支援拠点わくらす武蔵野に設置した拠点コーディネーターを核に、地域自立支援協議会、市内事業所や関係機関とも連携を図りながら段階的に整備を進めていきます。 同事業については、計画相談支援の利用の有無に関わらず利用することが可能です。
30	地域生活支援拠点について	地域生活支援拠点について、計画相談支援事業の利用の有無に関わらず、どなたでも利用ができることを明記。	
31	地域移行	地域移行プレ事業の新設	「地域移行・地域定着の支援体制の強化」を事業の一つとして取り組む必要があると考えます。 具体的な記載内容については、中間のまとめP52事業番号26番をご参照ください。
32	地域移行	地域移行プレ事業の制度化（退院への動機づけ支援）	
33	地域移行	地域移行を進めていくうえで、実態調査、意向調査を病院訪問等により行う必要があり、具体的な取り組みを検討してもらいたい。	
34	地域移行	地域移行支援事業目標値に対する、整備体制・サービス供給量の目標値を具体的に明記。	第6章「サービス提供体制の整備」をご参照ください。

番号	項目	意見要旨	専門部会取扱方針
35	地域移行	地域移行や地域定着の整備はどうなるか。実際、一事業所だけで地域移行を担っていて長期入院の方の退院支援は苦労がある。これからどんどん増えるため基幹のサポートがないとやり切れない。基幹相談支援センターの機能強化をしてもらいたい。	地域移行についてはこれまで地域自立支援協議会に設置した地域移行部会でも検討し、長期入院者のいる精神科病院へのアンケート調査などを行ってきました。アンケート結果をもとに具体的な地域移行の支援を行います。(中間のまとめP52事業番号26番)
36	住まい	住居に対する取組みが入ったことは評価する。一方でグループホームの総量規制も懸念される。地域移行に関して独自の取組みはできないか。	地域移行の実現は、住まいに関する取組みやグループホームの整備、民間賃貸住居等の多様な住まい方の支援の必要性があると考えます。「武蔵野市あんしん住まい推進事業」も連携しながら、支援者の体制等、地域資源の充実を経て実現されるものと考えています。
37	住まい	精神障害者のアパート探しは大変。協力してもらえる地域の不動産会社の登録制度、登録事業者にとってインセンティブになるような仕組みを考えてもらいたい。	
38	住まい	滞在型のグループホームが市内で少ない以上、グループホーム以外の選択肢(アパート単身生活)がとれるよう、長期入院者の支援パッケージを検討してもらいたい。	障害のある方が地域生活を継続していくために、事業者が行うグループホームの整備支援に継続して取り組みます。また、既存のグループホームにおける高齢分野や医療分野との連携体制の整備や重度化や高齢化に対応する取組みの支援について検討します。また、武蔵野市あんしん住まい推進協議会等の住宅部局とも連携します。(中間のまとめP52事業番号27番)
39	地域生活支援	18歳以降の、通所先、日中一時などの事業所など受け皿がない。相談支援事業所だけでなく、成人後の支援体制の強化が必要だと考える。	障害特性に合った卒業後の通所先の確保については継続的に取り組む必要があります。特に医療的なケアの必要な方、強度行動障害の熱方、重度障害のある方、車椅子使用されている方を受け入れることができる通所先の確保については、支援の場所、支援する人の人材確保についてどのような取り組みを行えるか検討が必要です。(中間のまとめP52事業番号28番、事業番号29番)
40	人材確保・育成	本計画の重点事業が現実の福祉現場の課題への向き合い方が弱いため、以下の要点の検討を求めたい。 ①福祉職不足に対する緊急対策、障害福祉職当事者のヒアリングも含めた地方自治体独自の給与アップ検討 ②具体的には、計画期間内に具体的な検討の場や機会を作ることを確約 ③この3年間の武蔵野市の障害福祉独自事業として、福祉職の待遇検討をオープンに議論する。など(例、福祉職の家賃補助など、福祉職といっしょに課題検討を推進するなど。)直接議論検討のテーブルに乗せ、本計画の最重要事項になるくらい、直接的な声の課題解決検討をお願いしたい。	福祉人材の確保・定着は、非常に大きな課題だと考えます。中間のまとめP57事業番号42番「相談支援事業所への支援」事業番号43番「武蔵野市地域包括ケア人材育成センターとの連携」事業番号44番「介護職・看護職Reスタート支援金」の継続実施」等の具体的な取り組みをとって、人材の確保・育成・定着を図っていくものと考えます。 一方で、福祉職員の賃金等の処遇改善については、国が取り組むべき課題と認識しており、市は福祉サービスに従事する方が安心して働き続けられるよう支援をしていくことが重要であると考えます。
41	人材確保・育成	指定一般の担い手(事業所)を新たに確保、育成	地域移行や地域定着を進めるためには、指定一般相談支援事業所のみならず多様な地域福祉サービスの充実が必要だと考えます。サービス提供事業者の確保・育成に向けて取組んでいかれるものと認識しています。
42	人材確保・育成	法改正があった時などに、基幹相談支援センターを中心に市内事業所や相談支援専門員に対して、説明会を開催する。	貴重なご意見ありがとうございます。法改正等については各事業所においても積極的に情報収集していただいていると考えますが、必要な情報を適切なタイミングで正確にお伝えすることは有益であると考えます。
43	人材確保・育成	ヘルパーやケアマネジャーからの要望が多い、精神障害に対する研修の実施。	毎年、ケアマネジャーを含む支援者向けに精神保健福祉研修を実施しており、要望に応じて在宅介護・地域包括支援センターが実施している地区別ケース検討会でも障害福祉に関する講義等を行っているようです。これらの取組みを、より充実することが必要だと考えます。

番号	項目	意見要旨	専門部会取扱方針
44	人材確保・育成	基幹と地活の合同研修、連携強化のために具体的な取り組みを示して欲しい。	基幹相談支援センターと地域活動支援センターは毎月連絡会を開催しており、連携強化に取り組んでいます。研修等による人材育成やさらなる連携強化のための取組みについても、連絡会で議論されるものと考えます。
45	人材確保・育成	専門員の体系的な研修は今後どのように展開していくのかを具体的に基幹が主体となり、他機関が協力できることを考えていきたい。	相談支援専門員の体系的な研修は、一義的には東京都が行っていますが、各機関の連携のあり方や福祉サービスの制度等、自治体ごとに異なる内容については、情報共有が必要だと考えます。地域自立支援協議会や立ち上げを検討されている相談支援事業所連絡会、地域活動支援センターとの連絡会等において、実施すべき研修のあり方等の議論が進むよう取り組みます。
46	人材確保・育成	基幹相談支援センター内での人材育成を体系的に進めていって欲しい。保健師、看護師などの医療職は配置されている。一つのケースに、福祉、医療が連携して支援する必要があるので配置されている専門職の専門性を活かすこと。障害福祉課内では、精神・身体・知的の障害種別に分かれて担当ケースワーカーがついているが、種別を超えてそれぞれの専門性を活かし連携して支援できるよう体制づくりを進めていって欲しい。	貴重なご意見ありがとうございます。基幹相談支援センターの職員の体系的な人材育成は必要だと考えます。これまでも担当ケースワーカーと専門職の職員とが連携して対応しているとのことですが、専門職の専門性をより活かし連携して支援できる体制の整備が基幹相談支援センターにおいて行われることが必要だと考えます。
47	人材確保・育成	初任・現任研修を受講した人が相談支援専門員として働く場の提供や支援機関を増やす事が必要だと考える。	相談支援事業所や地域活動支援センターでは、相談支援専門員の募集をしても応募が少ない状況であると認識しています。相談支援専門員として求職している方と求人のある職場とを結びつけるために障害者福祉課や地域包括ケア人材育成センターが機能することで働く場の提供や支援機関の増加につながるものと考えます。
48	ピアサポーター	ピアサポーターの育成について記載があるが、重度の方は意思表示が難しい。その場合、親が意思をくみ取るが、当事者には当たらないためいつも取り残されている感じがする。	重度の障害のために意思表示が難しい方については家族や支援者が本人の意思を汲み取って対応することがありますが、ご指摘のとおり、それはご本人の意思そのものではないと認識しております。ピアサポーターはその特性上、精神障害・難病等のある方が取組む事例が多い状況にありますが、様々な障害種別の方がピアサポート活動に携われる方策を研究し、誰も取り残されない支援体制を整えていく必要があると考えます。
49	ピアサポーター	ピアサポーター養成事業の新設	「ピアサポーターの育成の検討」を事業の一つとして取組んでいかれるものと認識しています。具体的な記載内容については、中間のまとめP56事業番号40番をご確認ください。
50	ピアサポーター	ピアサポーターは地域移行を進めるうえで必要。ピアサポーターの育成に取り組んでもらいたい。拠点事業で取り組んでいる自治体もある。	
51	ピアサポーター	ピアサポーターが地域移行で非常に大きな役割を担ってくれている。入院経験がない相談員が行っても不安を乗り越えて退院したいと言えない人に入院経験があるピアサポーターが話すだけで違う。支援員としてはできない部分。ピアの活用を積極的にしてほしい。基幹でもピアの育成を考えてもらいたい。自治体によっては地域生活支援拠点事業の中に地域プレ事業を入れていたり、ピアカウンセリング講習、事業所向け講習を行っていたりする。力を入れていただきたい。	
52	団体支援	当団体の実情、課題として、家族会会員の高齢化が進み新規会員の増加も少なく、会の運営が滞っている。会員増加のための支援をお願いしたい。(ホームページ作製支援、土日開催場所の確保、各機関での紹介など)	

番号	項目	意見要旨	専門部会取扱方針
53	防災	「防災ハンドブック」をよりわかりやすく、障害のある方用にまとめたものを作成し、配布できると良い。	中間のまとめでは、在宅避難時における様々な支援体制についての周知啓発について記載をしています。事業実施においては、東京都が発行している、「東京防災」の大活字版、音声版などの周知についても重要だと考えます。また、いただいたご意見は市の事業担当課へ伝えます。
54	意思疎通支援 (失語症)	失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業について。現行では、厚労省が掲げて平成30年度より始めた「東京都失語症者向け意思疎通支援事業」が6年目を経過し、他市においては、講習終了者の派遣事業が続々と開始され始めている。武蔵野市においても今年度終了時には9名が修了する。今後も支援者の数は増えていくことを鑑みると、武蔵野市ならではの地域住民を利用した地域共生社会への実現に向けて、まずは実現可能な「仕組みづくり」が早急な課題ではないか。実行可能なところから取り組んでいただきたい。 失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業について。武蔵野市には、地域活動団体でもある「失語症会話パートナーズ武蔵野」と「東京都失語症者向け意思疎通支援事業講習終了者」が支援者としている。専門職のみならず、仕組みづくりに参加させていただきたい。	失語症者向けの意思疎通支援事業については、取り組むべき課題と考えます。既存事業の一元化を検討するとともに、東京都が提案しているモデル事業の実施に向けて検討すべきと考えます。
55	意思疎通支援 (失語症)	失語症者向け意思疎通支援事業について、失語症者からその開始を待つ声が上がっている。ある失語症の方は、「スマホが壊れてショップへ持っていったが、何を言われたのか分からず結局直せなかったの、使えない」と話していた。またある方は、定期健診を受けたいのだが、家族が忙しいので付き添いを頼めない」とのこと。こんな時に、支援者派遣事業が始まっていたらと思う。すでにいくつかの自治体で派遣事業が始まっており、現在5名いる武蔵野市在住の支援は他地域の事業に登録し派遣事業に参加している。早い時期での開始を望む。	
56	意思疎通支援 (失語症)	東京都による支援者養成は、H30年度から実施され、R4年度末までで、市内在住者5名の方が養成講座の研修を修了されている。武蔵野市では、派遣事業が開始されていないため、養成講座修了者は他区市に登録し、活動している実態でR4年度に高次脳機能障害相談室で意思疎通支援を行ったのは6名の方に対して延べ57名だった。早期の支援者の派遣システムの構築が必要であると考えます。	
57	意思疎通支援 (失語症)	第4章 施策の体系、地域支援の充実、No.25に、「失語症者などの高次脳機能障害者への継続した支援」を組み込んでいただき感謝する。様々な症状を持つ失語症者それぞれに合う支援の方法を見極めるのは難しく、講演会・講習会などでスキルアップを続ける必要がある。今後とも、市のフォローアップ事業を通じて、会話パートナーを育てていくための支援をお願いしたい。	様々な障害特性にあわせた支援を行う人材の育成については、取り組み続けるべき分野と考えます。ご案内いただいているような事業を通じて、引き続き育成支援に取り組んでいく必要があると考えます。
58	意思疎通支援 (視覚障害者)	円滑に意思表示やコミュニケーションが行えるよう、障害特性に配慮して意思疎通支援事業が検討されている。 当事者団体からも要望が上がっている「視覚障害者の代筆・代読支援」は、新規事業としてではなく、同行援護事業の見直しとして、同行援護事業の利用者宅に同行援護従業者を派遣し、個別の代筆・代読支援が受けられるような体制を整えることで、対処可能と考えます。	同行援護等の障害福祉サービスは障害者総合支援法に基づく支給基準があり、事業内容の変更が難しい場合があるかと考えます。市においては、当事者の状態に基づき、他のサービスによる意思疎通支援を実施しています。

番号	項目	意見要旨	専門部会取扱方針
59	社会参加 (就労・地域活動)	社会参加、生きる手応えが必要。世の中の色々な活動に参加することに寛容になってほしい。 「動き出す」ことへのサービスにフォーカスすると良いのでは。ピアサポートがヘルパー業務を担えるようにヘルパー資格を無料で取得出来るようにすると、利用者もヘルパーを始めやすい。 社会的孤立を生まないという理念をもとに、ボランティア団体に参加したり、自分達で始めることが出来るようになりたい。	ご指摘のとおり、社会参加の充実に向けては、様々な活動に参加しやすい環境づくりや参加のきっかけづくりも重要です。ボランティア等の地域活動やピアサポーター等の就労、その他さまざまな社会参加について当事者が安心して参加することが出来るよう各種施策を進めていく必要があると考えます。
60	就労について	週5日就労は、どうしてもきつい。もう少し日数を減らした雇用が広まると良い。(他障害は重度だと2名雇用分とカウントされる)。	令和6年4月より、障害特性により長時間の勤務が困難な障害者の方の雇用機会の拡大を図る観点から、特に短い時間(週所定労働時間が10時間以上20時間未満)で働く重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の方について、特例的な取り扱いとして雇用率の算定ができるようになります。
61	就労について	精神障害者(2級以上)は、①週20時間以上所定でダブルポイント、②週10時間以上～週20時間未満所定でも1ポイントとすることを提案する。 理由: ①「20時間以上でダブルポイント」にしないと、パイの限られている身体障害者がえこひいきされることが多いため。同じ1ポイントならば、雇用管理が楽で、作業・仕事ができる身体障害者が優遇される(=辞めてほしくない)のは「ある意味当然」のため。 ②「10時間以上週20時間未満所定で1ポイント」にしないと、雇用管理の大変さや社会保険料等の負担に比して、精神障害者を雇うメリットが少ないため。	障害種別ごとの算定方法については、全国基準のため市としての対応が難しい部分もあるとは思いますが、引き続き各関係機関等と連携して障害者雇用に取り組んでいかれるものと考えます。
62	就労について	来年4月から雇用率算定となる短時間就労を希望した人が受け入れられる働ける市内事業所の開拓が必要である。受け入れ事業所については、産業振興課や商工会などと連携し、市内就労系事業所との連携のもとで、市内事業所の理解の促進や雇用に向けた具体的な準備へのサポートなど積極的な働きかけが出来ると良いと考える。	中間のまとめでは法改正も見据え、就労に困難を抱える抱える方への支援に取り組むこととしています。取り組むに当たっては分野を超えた連携が必要であると考え「各関係機関や市関係課と引き続き連携を図り、市内の企業等に対して障害者雇用や障害者理解の促進補給することで職場の実習先の開拓や就労先の確保に取り組む。」としています。
63	社会参加 (余暇活動)	P38 重点3. 社会参加 社協、ボランティアセンターにもっと動いてもらう。余暇活動など障害のある人のために特別に企画するのではなく、一般のグループの活動に障害のある人を誘う。(一度に2～3人でも。例えば美術館の見学に車いす利用の人を数人誘うなど。年に一度でなく頻繁に。一緒に活動すれば楽しいし支援する側の力もつく。)	余暇活動についても、障害の有無に関わらず合理的配慮が行われ障害のある方が参加できることが求められています。令和6年4月以降、改正障害者差別解消法が施行され、公共機関のみならず、民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化されました。このような社会情勢にあわせて合理的配慮の取組みがより一層進展していくように各方面に周知啓発を進めていく必要があると考えます。
64	社会参加 (余暇活動)	仕事に対するモチベーションや健康維持のため、余暇活動における運動は重要と考える。一方で、働いている障がいのある人は平日の日中に開催されている「障がいの者のためのスポーツ広場」に参加することは難しいため、健康スポーツ課や社協、ボランティアセンターなどとより連携し、週末にそうした機会ができると良いと考える。	貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、余暇活動の充実には障害のある方の社会参加に欠かせない要素であると考えており、文化・生涯学習・スポーツ施設担当部門とも連携を図りながら充実させていく必要があると考えます。
65	障害児支援	P40 重点4. 障害児支援 支援する「人」が大切。保育園が充実してきているため、子育て中の若い人も福祉の仕事に従事してもらえるように計画する。ペアレントメンターも資格をとる人がどんどん増えるよう進めるべき。	新たな人材の確保に向け、施策や事業所支援を検討していく必要があると考えます。また、ペアレントメンターの活動支援の取組みを継続し、養成事業については研究していくことが必要だと考えます。
66	ヤングケアラー	ヤングケアラーの記載がないのではないかな？	ヤングケアラーを早期に見出し、適切な支援につなげることは重要な課題です。基本施策3施策(1)相談支援体制の強化の一つとして、ヤングケアラーの視点を追加します。

番号	項目	意見要旨	専門部会取扱方針
67	地域共生社会 ・ 心のバリアフリー	ある通所施設では、話しかけるときのなど、当事者ではなく支援者に話しかけている光景が見受けられた。理解が進んでいないのではないかな。	ご指摘の点は重要な論点であり、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮することは国方針でも重要視されています。施設の支援者等もそのような自己決定の尊重について意識を高めていけるように取組んでいくものと考えます。
68	地域共生社会 ・ 心のバリアフリー	障害の社会モデルの記載はとてもよかったが、そのことが基本的視点で読み取れない。	基本目標「障害のあるすべての人が住み慣れた地域社会の中で障害を通じて安心して自分らしい生活を送るために」の中に、障害の社会モデルについての概念が包含されていると考えます。 障害の社会モデルに関する理解はまだまだ社会に浸透しているとは言い難い部分もありますので、その点について、心のバリアフリー啓発事業等を通して、さらなる理解の促進を図るものと考えます。
69	地域共生社会 ・ 心のバリアフリー	「地域共生社会」の用語説明。用語集の説明が、最新の国の説明（地域共生社会ポータルサイト）と若干異なるのはなぜか。 【参考】 ・（国） 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が 世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。 ・（長期計画・調整計画） 国では「制度・分野や支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体が（『我が事』として参画し、人と人、人と資源が 世代や分野を超えて『丸ごと』）つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。本市においては……	ご指摘のとおり、現時点の国の説明と若干の差異があります。本計画においては市の最上位計画である「武蔵野市第六期長期計画・調整計画」に合わせた記載としています。
70	地域共生社会 ・ 心のバリアフリー	P65発達障害者等に対する支援の中に、インクルージョンについての成果目標の設定がある。インクルーシブについて、障害分野だけで言っても進まない、教育におけるインクルーシブも大事。	ご指摘のとおり、様々な分野においてインクルーシブが進展することが非常に重要と考えています。各分野におけるインクルーシブが実現することを地域共生社会の実現と捉え、その実現に向けて取組まれると考えます。
71	地域共生社会 ・ 心のバリアフリー	P.36 重点2. 地域生活支援 特別支援学校のこと→「学校教育」の問題として「インクルーシブ」でなく「特別支援」にふり分ける方針が続いているのではないかな。学校教育そのものに課題があると考え。卒業後の仕事の場も、一般就労を基本として会社などに受け入れを本気で働きかける。会社ならその気になればやれることが多い。次々に作業所を作るのはおかしい。	学校や職場を含めて社会の様々な分野でインクルーシブを進展していくことが地域共生社会の基本的な考え方です。地域共生社会の理念が社会に浸透していくように、各方面に働きかける必要があると考えます。
72	地域共生社会 ・ 心のバリアフリー	P41 重点5. 差別解消 「心のバリアフリーハンドブック」で出前講座を開くだけでは不十分。かわいらしいリーフレットなど沢山作ってコミセンなど人の集まるところに置き、行事で説明するなど市民の中にひろげていく。学校での配布も効果的である。 インクルーシブは社会の構築が大切である。小さい子どもの頃から障害があってもなくても一緒に育つ。幼稚園、保育園の受け入れを充実させる。特別支援学校と分けずに小学校入学時は公立なら一緒にするようにする。特別な配慮が必要でも保護者と一緒に地域で育つ。ママ友、パパ友をたくさん作る。 保健センター増改築にともなって作られる施設がこのような理念で当事者の声を活かされるように建てられることを希望する。	社会の様々な場面でのインクルーシブを推し進めることを含めて、心のバリアフリー啓発事業等をより効果的に行えるように研究しながら、継続して実施していく必要があると考えます。 保健センター増改築については事業進捗を注視し、整備にあたっては障害の有無に関わらず皆さんの意見を丁寧に聞くことが大事だと考えます。

番号	項目	意見要旨	専門部会取扱方針
73	その他 (サービスについて等)	国保→社保または、社保→国保の切り替えに対する、自立支援制度の柔軟な対応についてお願い。 現在、精神障害者は就労の機会が増えることが多くなり、健康保険の切り替えも就労が代わるたびに、市役所の障害課に手続きする必要がある。また、退職時の社保→国保に切り替わる際に配布される健康保険資格喪失証明書は企業によっては、3週間以上待たされる場合がある。自立支援の適用は原則手続き後になるため、通院の機会を逃す、もしくは3割負担をせざるを得ない状況である。東京都他市区では、国の制度に対し柔軟に対応して、国保の切り替えに遡って自立支援も適用になる自治体もある。武蔵野市も他自治体を参考に改善を強く切望する。	自立支援医療(精神通院)の変更手続きについては、東京都の事務要領等に基づき事務処理がされています。利用者の負担軽減について東京都に要望していく必要もあるのではないかと考えます。
74	その他 (サービスについて等)	自分たちの生活に関わるサービスを知らなかった。具合が酷く悪いときは文字を読むことが出来ず新しい情報が入りづらい。 外出支援が知的障害に比べて精神障害者は少ないのではないか。知的障害の方は余暇活動で使っているのになぜか。以前ヘルパーをお願いしたが利用出来なかったため、使いやすくしてほしい。 カウンセリングを受け安くしてほしい。保険が適用されないので金銭的に受けられない。	障害のある方に向けた情報提供は重要な施策と考えており、引き続き紙媒体・ホームページ・SNS等を通じて分かりやすい情報発信に努める必要があると考えます。 移動支援事業につきましては、ご指摘のとおり精神障害のある方の利用は知的障害のある方に比べて少ないようですが、障害種別に関わらず、主に余暇活動のための外出支援のためのサービスとして実施されています。ご利用のご希望がありましたら障害者福祉課までご相談いただければと思います。 カウンセリングにつきましては、ご指摘のとおり医療保険が適用されず費用が比較的高額になることがあるようです。まずは各相談窓口にご相談いただければいかがでしょうか。 カウンセリングの実施機関や対応範囲、費用などは様々ですので、まずはご本人のニーズに対応できる相談先を選定することが重要です。その入り口として身近な相談窓口が機能することが必要と考えています。
75	その他 (サービスについて等)	「シルバーパス」相当の乗車券を、精神障害者にも給付していただく。東京都の発行する乗車券は、民営バスが使えないので武蔵野市民には恩恵が少ないため。 精神障害等に理解のある美容室などを増やしてほしいです。精神障害者等は、おしゃれをしたくても美容室の敷居が高く、安心して入店しづらいため。障害者差別解消法などの研修の機会を設け、受講した店に助成金を支給したり、研修の受講済みを掲示するための認定ステッカーを発行するなどしていただきたい。	民間バスについては、東京都が発行する「精神障害者都営交通乗車証」のような定額制の乗車割引制度はございません。精神障害のある方の社会参加という点も踏まえ国等に要望を伝えていく必要があると考えます。 また、障害のある方の地域生活、社会活動への参加の促進には、福祉サービスの充実のみならず、地域のあらゆる社会資源を安心して利用できる環境が不可欠と考えます。中間のまとめP47事業番号5番「障害者差別解消の推進」事業番号6番「心のバリアフリーハンドブックの活用と出前講座の充実」等に記載している具体的な取組みをととして、民間事業者においても障害特性への理解促進と合理的配慮の提供が進展していくように取組まれると考えます。
76	その他	障害福祉サービス提供の予算、執行率を年4回程度、具体的に情報開示することで予算に対して市民に必要なサービスが適切に行き渡っているか可視化され、支援者が全体像を把握してサービス提供ができると良いと考える。	各年度の予算・決算・サービスの利用状況については、市報・ホームページや「武蔵野市の福祉」等において広く公表されてます。また、中間のまとめに記載した事業者連絡会などを活用し、機会を捉えて事業者等にもサービス実施状況を情報提供していくことも検討されるとよいと考えます。